八尾市移動式赤ちゃんの駅貸出事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、八尾市内で開催されるイベント等に、乳幼児のおむつ交換及び授乳を行うためのおむつ交換台及びテント等の設備（以下「移動式赤ちゃんの駅」という。）を貸し出すことにより、子育て中の親子が安心してイベント等に参加できる環境を整備し、地域で子育てを支えるまちづくりを推進することを目的とする。

（貸出しの条件）

第２条　移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる団体は、次の各号に掲げる条件を全て満たす団体とする。

（１）　八尾市内でイベント等を主催する団体

（２）　特定の政治、思想または宗教の活動を目的としない団体

（３）　営利を目的としない団体

（４）　法令又は公序良俗に反しない団体

２　移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができるイベントの内容は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすイベントとする。

（１）　八尾市内で開催されるイベント

（２）　乳幼児をつれた市民が参加できるイベント

（３）　特定の政治、思想または宗教の活動を目的としないイベント

（４）　営利を目的としないイベント

（５）　法令又は公序良俗に反しないイベント

（貸出しの申込み）

第３条　移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、八尾市移動式赤ちゃんの駅貸出申込書（様式第１号）（以下「申込書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

２　申込者は、貸出しを受けようとする日の６か月前から７日前の日までに申込書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（貸出しの承認等）

第４条　市長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、貸出しを承認するときは八尾市移動式赤ちゃんの駅貸出承認通知書（様式第２号）により、貸出しを承認しないときは八尾市赤ちゃんの駅貸出不承認通知書（様式第３号）にその理由を付して、申込者に通知するものとする。

２　貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として申込書の提出が早かったものを優先する。

（貸出しの期間）

第５条　移動式赤ちゃんの駅の貸出し期間は、最長７日間とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が認める場合はこの限りでない。

（貸出料）

第６条　移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

（貸出し及び返却）

第７条　移動式赤ちゃんの駅の貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、自ら市指定の場所において、移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却しなければならない。

２　使用者は、返却時には、移動式赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

３　移動式赤ちゃんの駅の貸出し及び返却は、八尾市こども政策課の執務時間内とする。

（使用上の遵守事項）

第８条　使用者に対しては、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守するよう求めるものとする。

 （１）　第三者に対し権利を譲渡し、また転貸しないこと。

 （２）　申込書に記載したイベント以外に使用しないこと。

 （３）　移動式赤ちゃんの駅の使用説明書に従い、適正に管理し、使用すること。

 （４）　予め定められた期限までに返却すること。

 （５）　前各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

（貸出承認の取消し）

第９条　市長は、使用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱の規程に違反したときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規程により貸出承認を取り消したときは、八尾市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消通知書（様式第４号）により使用者に通知するものとする。

３　第１項の規定により貸出しの承認を取り消す場合において、既に移動式赤ちゃんの駅の貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

４　貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じでも、八尾市は一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第１０条　使用者は、移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損したときは、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

２　前項の規定に関わらず、破損又は汚損の状態が著しく補修等が困難な場合、又は特別な事由があると認める場合、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

（市の免責）

第１１条　移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、八尾市は一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　附　則

この要綱は、平成３０年１２月１日から施行する。